

早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

中 国 夢 の 法 治

—その来し方行く末—

早稲田大学大学院法学研究科

但見 亮

本論文は、「法治」(中国語)に関わる中国の制度・規定そして政策の観察と分析を通じて、そこで言われているところの「法治」の内包なり外延なりを浮かび上がらせ、それが進む方向を展望することを目的に、論者が概ね10年ほどの期間にわたり検討してきた諸問題についての論文を集成したものである。

中国における「法治」の沿革を眺めると、建国前から強調された「運動」型の政策遂行の下で、反右派闘争そして文化大革命に象徴される法の軽視ひいては破壊を招いたものの、その後、改革・開放期の「法制」(法整備)を経て、現在は既に必要な法が概ね整い、憲法の条文そして共産党の最重要政策として「依法治国」(略称は「法治」)が掲げられる Rule of Law の時代に入った、とされている。

このような認識の下、現在中国では、従来「法制」が冠された事象は概ね「法治」を冠することとなり、至る所で中国が「法治国家」であることが強調されている。とはいえ、かくも重要であるはずの「法治」の内容は明確でなく、憲法上そして政策上の「法制」から「法治」への変化が何をもたらすのかは明らかでない。

また、正にこの濫用にも似た「法治」の頻出により、言うところの「法治」の意味は拡散し、それが何を意味するのかますます分かりにくくなっている。何よりも、「法治」が冠される事態には、我々が Rule of Law という言葉で想起する状態とかけ離れたようなものも散見され、それは所謂「法治」への疑義をさらに高めることとなっている。

本論文はこのような意識に基づいて、中国で現在言われるところの「法治」について、その核心というべきものを抽出すべく、①「法治」を枠づける思想・政策、②司法制度改革の模索とその展望、③私法空間の形成と拡大、そして④行政プロセスへの参加と行政紛争処理について、それぞれの制度背景・歴史的経緯を基礎に、法規・政策の内容のフレームを構築するとともに、そこに具体的事件や社会的事実を肉付けし、さらに思想的・思想的傾向または風潮などの色彩を加えることを通じて、それぞれにおける「法治」の表象をビジュアルに浮かび上がらせることを目指した。

そしてこれらの検討を総括するものとして、最後に⑤「新時代」(改革・開放期の終わり)が提唱される現在、中国で生じつつある「法治」に係る新たな事態に目を向け、それが意味するものとその可能性について検討し、「新時代」の「法治」について一定の展望を試みた。これらの分析・検討により得られたものは以下のとおりである。

1. 「法治」を決定づける思想・政策

本論文は第1章で、現在の習近平体制下で強調される「中国夢」の様相について検討を行った。そこではまず、人民日報がウェブ上に設置した「中国夢論述」(習近平が「中国夢」に関して行った発言や講演などのダイジェスト集)を題材に、所謂「中国夢」の内容を検討し、そこには①国家の「富強」、②社会の「公平・正義・法治」、そして③人民=偉大な民族(の一員)、という構造が見られることを明らかにした。

その上で、「中国夢」を提唱することの目的と効果について論じ、やはりテキストに現れた文言から、共産党が行う「真善美」政治への「信仰」と、国内外の反中勢力の「偽悪醜」浸透への警戒と摘出という目的と、それとパラレルに、「信心」の程度に応じた「寛容」と「専制」という政策的効果を浮かび上がらせた。

そしてこのような目的と効果の検討から、「中国夢」で示される理想が、鄧小平の「改革開放」期よりも、むしろ毛沢東の「継続革命」期に近いことを示しつつ、「中国特色」や「民族」の強調という点では毛沢東期とも異なる、ということを明らかにした。

以上の検討に基づき、第1章では、「中国夢」が提唱される現代の中国において、社会主義はその形式的・名目的重要性に拘わらず実質的な意義を失いつつあること、それに対応して習近平自身の発言も極端に「共産夢」的かと思えば時に立憲主義を称賛するなどアンビバレントであること、そして何より中国の人々に思想や精神へのアパシーが幅広く見られることを指摘した。

論文全体における意義としては、これらの分析及び検討により、現在提唱される「法治」を明に暗に支配する思想的・精神的枠組みを明らかにするとともに、全体的な政策執行における「法治」の位置づけを示すことができたものと考えられる。

2. 司法制度改革の模索と展望

具体的な「法治」に係る制度について、本論文ではまず司法制度改革に注目した。中国では建国前から存在する所謂「法アナーキズム」に加え、党（指導者）の指導の下、人民自身の運動に依拠して政策を実現するという方法論のために、予測可能な法に厳格に依拠する、という方法は唾棄され、安定的な司法のシステムは長く構築されることがなかった。改革・開放期に「法制」が強調されるに至り、徐々に司法制度が回復・再構築されたものの、常に党や他の国家機関による統制を受け、また司法機関・人員自体のレベルの低さも手伝って、長く「司法腐敗」が叫ばれ、「司法不信」が問題となっていた。

このような中で、既に80年代には司法制度改革が課題となっていたが、21世紀に入って司法制度改革は国家統治制度改革の中心に位置づけられるようになった。本論文では、まず司法制度改革の具体的施策の中で、判決と法的思考を結びつけるキーとなる制度というべき「案例指導」について論じた上で（第2章）、党及び最高人民法院がそれぞれ近時「法治」そして司法制度改革についての方針ないし政策をいうべき文書を出しているのもので、その内容及び変容に着目しつつ、司法制度については「法治」の今後について展望した（第3章）。

「案例指導制度」は、最高人民法院をはじめ上級の人民法院が、主に下級法院の類似事件処理における参考として、典型、重大または難解等の基準に基づいて既済事件を選出し、それらに要旨や評釈を付して裁判例として提示するものである。

これは、同一の事件が同様に処理される必要がある、という問題への解決策であるとともに、中国における法院の行政性、すなわち重大事件等についての処理が公判を担当する裁判

官ではなく、法院の管理層の決済については上級法院の指示により決定される、という構造により、裁判官の法的思考力の発展が阻害されている、という問題への解決策であるとも考えられていた。

本論文ではまず、「案例指導」に係る制度構築の沿革を概観した上で、各地・各級で出されている「案例」に関する出版物の内容を検討し、(本論文作成当時)構築が模索されていた最高人民法院による「指導性案例制度」について鳥瞰した。

結論として、中国の「案例」は各地・各級で内容はさまざまであるものの、概ねダイジェスト化が顕著であり、判決原文の内容が過剰に削られてしまっているだけでなく、上級法院による指標化の影響もあって、「要旨」等が法律の「有権解釈」のように扱われ、裁判官の法的思考力に資するものとは言い難い、ということができる。

より根本的な問題として、法院の行政的管理への対策として考えられる改革が、やはり上級法院の「権威」や「指標」に基づいて行われる、という言わば構造的矛盾が、司法改革のあり方を捻じ曲げていること、そして、同一事件の同一処理という構図に見られる全体的(結果的)正義の過剰な強調の下で、個別事件の当事者の主張に公平・十分に耳を傾け、それに丁寧に答える判決を行う、という個別的(手続的)正義が軽んじられているのではないかと、という問題を提示し、司法制度改革における後者の意識の重要性を示した。

なお、上述のように、本論文作成後、最高人民法院が「指導性案例」に係る「規定」を制定し、同規定の下で「指導性案例」制度が確立することとなった。本論文ではこの点に鑑み、第2章の「補足資料」として、同「規定」の内容を概観するとともに、実際に出された「指導性案例」(第4号)の内容を全訳し、その様相を紹介している。その結果、従来の「案例制度」に見られていたダイジェスト化や「権威づけ」といった問題はそのまま残されており、またこれら「指導性案例」自体の拘束力は依然として明確でなく、その効果には疑問が残る、との結論を得ている。

本論文の第3章では、司法制度改革の方向そして重点を決定する文書の内容及びその変化に注目し、とりわけ2014年10月に党中央が「法治」国家建設の基礎として制定した「依法治国」推進に係る「重大決定」、そして2015年2月に最高人民法院が司法制度改革推進の方針を示した「改革意見」の内容に注目し、その内容を検討した。

このうち、まず党が「重大決定」により示す「依法治国」の構図は、党と人民の意思の完全な一致を前提に、その規範化としての法を党の指導の下で確実に執行する、というものである。畢竟、司法のあり方もこれにより枠づけられることになり、「党の指導の堅持」が連呼される中で、党については習近平への「絶対忠誠」が求められるなど、少なくとも **Rule of Law** により想起される司法のあり方ではなく、言わば「党治」の1コンポーネントとしての司法の姿が強調されている。

このような党の「重大決定」による「法治」提唱を受けて、最高人民法院も司法改革に関する方針・目標を示す「改革意見」を出している。これは、1999年から続く法院の改革に係る「5年改革綱要」の第4とも位置づけられるものであるが、直前の「5年改革綱要」(第

3) が全体的に中身の無い政治的スローガンに終始した観を呈するのに比して、「改革意見」は「法に基づく裁判権の独立かつ公正な行使」という精神の下、地方の党・政府指導層による個別事件への介入の抑止、公判を中心とした審理の充実、そして判決文の公開と内容の充実など、具体的な問題について、詳細な対処策なども盛り込んで解決を目指している。

これらの文書はいずれも、「党の指導」下での「依法治国」を強調するものであり、具体的な施策はいずれもその枠組みの下で行われることになる。その意味で、司法そして裁判官には強固な「政治性」が求められ、「大局」を踏まえて常に党・政府と緊密に連動した運営が求められることは明らかである。

但し、「改革意見」のみに見られるささやかな提案、すなわち党・政府による指標的管理の廃止や、訴訟過程での弁護士の不当な扱いの禁止、そして判決文中の「説理」の充実による司法への理解の促進などには、法的なことを法的に処理することを希求する司法の側の認識が垣間見られ、そこにわずかではあるが、司法改革ひいては「法治」のあり方の変化への希望が残されている。

3. 私法空間の形成と拡大

本論文は第4章そして第5章において、中国における私法の形成とそれがもたらす効果について検討した。

まず第4章では、農民が集団土地上に住宅を建設する際の土地権利である「宅基地使用权」に着目し、その沿革と制度・規定の内容及び問題点について論じた。

宅基地使用权は、歴史上長期にわたり農家（家長）の所有と観念されており、建国後もしばらくは農家の所有物と位置付けられていたが、社会主義化の進行に伴い農村合作社の集団所有とされることとなった。その位置づけは現在も変わらず、関連法規の規定上も集団所有に属するものとされている。

しかし、改革・開放による経済の活性化により、一面では、出稼ぎ農民が大量に都市に流れ込み、農村人口の農業専従と固定性という前提は崩れ、使用されない住戸が大量に発生するとともに、他面では、都市の不動産高騰と環境問題等により、都市周辺の「宅基地」は魅力的な財産となっているが、それが集団の所有とされ、また使用についても同集団に属する農民に限定されていることから、経済的な利用が妨げられ、ひいては違法状態が横行する状況となっていたのである。

2007年に制定された物権法では、これらの問題への対応が期待され、草案では流動化への試みも見られたが、最終的には、下位法規及び政策の変化に任せる、という結果となっている。このような結果は問題の複雑性と解決の困難を如実に示すものではあったが、その後共産党の関連の政策文書などを中心に、集団に所有権を残したまま、「宅基地使用权」を譲渡する試行が各地で行われており、立法ないしは政策的に、問題解決への模索は続けられている。

とはいえ、解決すべき根本的問題、すなわち農村・農業・農民及びその周辺環境・構造の変化と、それに応じた「宅基地使用权」ひいては集団所有権のあり方の変化に応じた規定・制度の構築、そして何より憲法上の自治組織であるはずの集団の自己決定の保障及び農民自身の参加と自己決定による運営、という課題は残されたままであるが、それに切り込むことは依然として困難である。

なお4章には補足資料として、「宅基地使用权」に係る訴訟として社会的に広く話題となった「宋庄画家村事件」について、事件の概要と判決の内容について紹介するとともに、本件に係る法的・社会的問題の検討を行った。この紹介及び検討により、「宅基地使用权」をめぐる都市住民と農村住民の認識及び利害の対立、そして法規・制度の前提との齟齬及びそのために生ずる法適用上の諸問題を明らかにし、根本的な制度改革の必要性を示すことができたものと考えている。

第5章では、中国における「美濃部理論」への言及の頻出という現象を切り口に、美濃部の著書である「公法と私法」に係る議論の様相から、中国の公法及び私法を巡る制度及び理論の沿革及び現状を鳥瞰し、それが示す問題と今後の可能性について検討した。

この検討により、一見場当たりのひいてはご都合主義的にも見える「美濃部理論」への言及が、「公法と私法」の記述への依拠またはその批判という相異なるスタンスを取りつつも、実はいずれも、中国における公法と私法のあるべき関係についての理論的支柱の模索、という共通する問題意識によるものであることが明らかになった。

このような問題意識は、中国において「私法」が置かれた地位、すなわち計画経済体制下でその存在すら否定された私法の領域が、改革・開放を経て徐々に形作られたものの、計画経済の「一大二公」（大規模・公有）の限界のために公法に対して従属的に位置づけられたことによるものであるが、物権法の制定に至る過程において、このような私法の位置づけを抜本的に改めるため、とりわけ民法学者からあるべき私法の地位を確立せんとする主張が展開されたのである。

このような背景及び原因のため、公法と私法（の関係）を巡る論争はしばしばイデオロギ一的な様相を呈することとなったが、論争の中で、物権法に含まれる公法性の高さ（行政管理規定の多さ）が注目され、私法領域の確立のためにも公法の領分を明確にしなければならない、とする認識を生み、それが「統一公法学」の提唱につながっている。

この動きは、私法の領域に浸透しそれを覆いつくすかのような公法を統御するルールを明確にし、行政の現場で日常的に発生する違法・不当を抑止する、という現実的目的を有するとともに、共産党を含む公権力全体を人々の管理・監督の下に置く、というより大きな目的を持っている。その実現は困難であるが、少なくとも問題が意識され、その議論が試みられた点には、少なからぬ意義が見いだされるものと言えよう。

4. 行政プロセスへの参加と行政紛争の処理

中国では、世紀の変わり目の頃から、政府そして学説のいずれにおいても、住民参加への注目が高まり制度化が進められている。本論文は第 6 章で、中国における住民参加の制度及び理論について紹介するとともに、現実の状況及び構造的な問題点について検討し、今後の可能性について展望を行った。

まず関連の規定については、環境アセスメントや公共料金の価格決定、そして一般的な法規制定に至るまで、幅広く住民参加の規定が置かれているものの、宣言的・綱領的な性格が顕著であり、参加主体やそのプロセス、態様（形式）そして効果など、いずれも規定は漠然としていて羈束性に欠け、行政の裁量が幅広く認められるものとなっている。

さらに住民参加の現状に目を向けると、そこでは実際に、行政により規定の漠然性が存分に利用されているだけでなく、制度目的や規定の精神は全く無視され、ひいては条文に明確に反するような状況も見られるなど、党や政府が再三強調する住民参加重視の姿勢は全く見られず、その虚偽性ばかりが露になっている。

これに対し、学説はむしろこのような制度及び現実の状況を乗り越えるべく、日本や欧米の住民参加の理論の紹介とその有用性の論証を試みるとともに、実質的で効果的な参加を実現するため、現実の制度構築が模索されている。

このような模索は、主に地方政府における法規制定に限られたもので、環境問題や社会運動、そして草の根の活動と切り離されている憾みがある。とは言え、一部地方政府では、情報公開や意見聴取への積極的取組みや、日常生活問題への丁寧な対応など、住民との協働による意識の変化も見られており、また参加を通じた行政への関わりが、住民の被治者意識に変化をもたらし、「法治」を支える主体を育てることも期待される。

行政に係る問題としては、本論文はさらに行政苦情処理制度である「信訪」制度について検討した（第 7 章）。

「信訪」は「信」（書状）と「訪」（訪問）、すなわち行政苦情及び提案・意見申立の態様を制度の名称とするもので、共産党はその「大衆路線」に基づいて、建国以前から幅広く「信訪」の窓口を置き、行政に限らず広く党・国家に係る苦情または意見の申立を受けてその処理を行っていた。現在の制度も、党中央の文書を精神的支柱とし、國務院の「信訪条例」の下に、各国家機関そして各級地方政府（及びその機関）が関連の規定を制定して、幅広く苦情・意見の申立を受ける、というものになっている。

しかし、これら規定は時に曖昧で、また相互に矛盾するところも見られる上に、実際の業務の現場では、苦情の発生自体が取締対象とされ、申立過程での暴力や拘束ひいては失踪等がしばしば報じられている。またそれとは逆に、申立側のクレーマー化ひいては暴徒化もしばしば問題とされており、結果的に双方の対立と一層の過激化、という悪循環を招いているのである。

このような悪循環は、「信訪」自体の構造的問題、すなわち、「信訪」の発生や苦情の存在自体が指標化され、自らの政治業績に関わることから、その発生自体を抑えたいと考える末端・中間管理者、このような末端・中間層の状況を利用して問題解決・利益獲得を目指す人民、そして末端と人民のいずれも統制しつつ、慈愛や恩恵を施すことで自らの「権威」を高めたい上層、という大きな矛盾をはらんだ利害関係によりもたらされ、法規や政策もまたそれぞれの力関係に引きずられて変化することとなっている。

この状況に対しては、「信訪」の正常化、すなわち訴訟等他の紛争解決プロセスによるべき事象を除外し、「信訪」の機能を各機関の権限内での苦情処理のみに止める、という方法が示されており、その方向での改革が進められている。

とはいえ、党中央の「権威」そして「徳」の絶対化が進行し、「安定（安全）維持」と「社会の調和」が再三強調される中で、地方末端・中間の管理層にとって「信訪」を発生させないことのインセンティブは高まっており、従来の悪循環から抜け出せる見込みは立っていない。

より大局的に見ると、このような悪循環から抜け出すためには、「信訪」だけでなく、行政苦情・紛争の処理に係る制度全体を再構築する必要がある。とりわけ行政不服審査については制度の不活性がかねてから叫ばれており、21世紀に入り制度改革が加速している。

本論文の第8章では、中国の行政不服審査制度について、規定成立の経緯と規定内容について紹介し、制度の現実に見られる問題について検討した上で、各地で進行しつつある制度改革の試行の状況について、現地機関・担当者への調査に基づいて分析し、今後について展望を行った。

この検討により、法律上、行政不服については全国各地の政府そして機関が幅広い要件で柔軟に不服申立を受けることが規定されているものの、関連の機関の整備や人員の配置は整わず、違法な不受理や期限を超過した放置もしばしばみられるなど、規定に沿った運用がなされていないことが明らかになった。

また統計等から見る限り、行政訴訟や「信訪」（行政苦情）に比して、行政不服審査の申立件数の少なさは顕著である。これは制度自体への信頼のなさを如実に示すものであるが、そのような「不信」の原因は、審査がしばしば書面上の処理に止まり、行政内部でいわば自己審査を行うだけで、処理における「公開・公平・公正」が期待できない、というところにある。

このような意識に基づき、行政不服審査制度の改革は、主に審査の外部性を確保し、処理の公開・公平・公正を実現する、というところに置かれることになる。上海市の行政不服審査委員会に対して行った調査では、主にこの点に注目し、制度改革の内容について検討した。

その結果、同委員会の委員は、全体のリストの半数以上が、学者や弁護士などの外部委員であり、また個別の事件審理会議を構成する委員数についても、半数以上が外部委員でなければならないとされる（実際の事件でもそれが確認される）など、外部性の確保が徹底されている。

また実際の事件については、行政訴訟の対象に限らず、行政機関の関与があり、行政機関での処理が可能な申立については広く受理している様子が見られ、当事者からの聴聞も行われており、何より行政不服の担当機関・人員の側に、「公開・公平・公正」という意識が強く感じられた。

このような試行は全国の各地で行われているが、その内容には違いが見られ、とりわけ肝心の公開性や外部性に疑問の残るものも散見される。また、総花的に掲げられた目標は、それ自体相互に矛盾するところがあり、それらの調整は困難である。これらがどのように法規に反映されるかはまだ不明確であるが、試行の広がりにより、行政不服審査制度への認識は変わりつつあり、改革による行政紛争処理全体の再構成が期待されている。

5. 「新時代」の「法治」

以上の検討を総括するものとして、本論文は最後の2章で、「新時代」の「法治」に係る思想と制度そして統治方法について検討した。

まず第9章では、香港で生じた立法会議員の資格はく奪における香港基本法（香港内の憲法と位置付けられる）の解釈（以下「解釈」とする）に係る事件を題材に、「一国二制度」の変容と「法治」のあり方について検討した。

同事件では選挙で当選した所謂独立派の議員（2人）が、就任宣誓の場でその方式や文言において無効な宣誓を行ったところ（その効果についての規定はない）、宣誓のやり直しを認められず就任資格を剥奪されたことから訴訟を提起したが、その訴訟の継続中に全国人民代表大会常務委員会（以下「常委」とする）が自ら手続を開始し、条文上不明確な点を補充的に明らかにすることにより、無効の宣誓はやり直しを認めず失職させる、との「解釈」を出し、香港の法院がその解釈に沿う判決を出すこととなった。

この「解釈」については、係属中の具体的な事件について「常委」が「解釈」を行うことは司法の独立に反しないか、「解釈」の適用が遡及効に反しないか、従来条文にはなかった効果を加えることは「改正」ではないか、そして選挙で選ばれた議員を就任宣誓の無効のみで失職させるのは、基本法における議員資格保護の規定との平衡を失うのではないか、といった問題があるが、これらにはいずれも満足な回答は得られていない。

翻って見ると、本件には中央と香港の「法治」認識の違いがにじみ出ている。即ち、「解釈」の「法治」理解は、憲法の前文に象徴的なように、党による人民の解放を基礎として、その指導の下、中央から末端まで、また各国家機関の間で、「権力」の上下を基準に上命下服を徹底し、その命令の一つである「法」を用いた統治、すなわち（大陸で提唱される）「依法治国」であるが、それは香港で従来主張されてきた **Rule of Law** とは全くその姿を異にするものである。

そこでは、「全国各民族人民」のものである「中国夢」の実現のため、その「構成部分」に過ぎない「(香港) 住民」は全体の「(中国) 人民」の主権に徹底的に服するものとされ、

それに伴って、従前の（基本法上も適用が認められる）コモン・ローの原理や慣行は否定され、「二制度」は徹底的に「一国」に服するものとなる。それは香港に限らず、中央から見たときに一定の特殊性を有する部分に対する「依法治国」の基本的なスタンスを示すものである。

本論文では最後に、現在国家運営そして制度構築の正当化根拠として強調される「協商民主」、そして統治・管理手段として注目される「社会信用」について分析を加え、今後の理論と制度のあり方について検討した。

中国では一般に、所謂西側の「代議民主」が虚偽的なものとして否定され、自らの「協商民主」がより優れた制度である、とされている。とはいえ、「協商民主」については様々な理解が見られ、これを **Deliberative Democracy** の訳語またはそれに近い意味で理解する立場もあれば、建国期の「政治協商」ひいては王朝期の「民貴君軽」にも連なる「中華の歴史伝承と文化伝統」に基づく「中国特色的制度」とする立場も見られていた。

これに対し、近時は党・政府を挙げて「協商民主」を冠した文書を出し、宣伝・教育そして実践が試みられており、その経緯の中で、党の指導の下で（西側の「代議民主」ではなく）「協商民主」を行っていくことは、外ならぬ人民の意思であり、それは「形式・手続より実質・内容」を重視し、「投票より協商」を優先し、かつ「調和・礼讓・謙虚」による協調・一致を好む中国文化の反映であるとされている。

このような理解の下で、党が推進する社会は、自生的・発展的なものではなく、管理上の必要に基づく分野・領域別に関連社会組織が上から構築され、その「社会組織」及び責任者・構成員の責任を指標化し、それに対する正負のサンクションを通じて管理・統制されるものとなる。

これら社会を構成する「公民」についても、従来からの方法、すなわち党の提唱する政策や精神に係る宣伝・教育が、現代の通信・情報技術の変化に応じてより巧妙かつ遍在化しているだけでなく、国家及び民間の大量の個人情報を統合した「社会信用」の評価システムが構築され、それに基づく正負のサンクション（及びその告知）を通じて、法の発動を要することなく、「公民」が「自主的」に望ましくふるまうことが期待されている。

携帯端末と即時決済機能が一体化し、日常生活において情報の提供・利用と蓄積が随時・大量に行われる中で、中国の「社会信用」型統治方法は一つのスタンダードを形成しつつあるが、その正当化根拠ともいべき「協商民主」は実質性を欠き、それが一層「社会信用」の道具化を加速させ、ディストピア的な恐怖を高めることになっている。

突き詰めれば、「協商民主」が美名に止まる理由は、その充実を推進すべき「代議民主」の不在に行き着く。そしてそれこそが、党の「真善美」を基礎とした「依法治国」を問い直し、人民自身による「法治」を再構築する要である。

以上